

久喜市議会  
平成30年9月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 6 3 号	平成 2 9 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定 について .....	1
議案第 6 4 号	平成 2 9 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について .....	2
議案第 6 5 号	平成 2 9 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について .....	3
議案第 6 6 号	平成 2 9 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について .....	4
議案第 6 7 号	平成 2 9 年度久喜市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算認定について .....	5
議案第 6 8 号	平成 2 9 年度久喜市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について .....	6
議案第 6 9 号	平成 2 9 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について .....	7
議案第 7 0 号	平成 2 9 年度久喜市水道事業会計決算認定につ いて .....	9
議案第 7 1 号	平成 2 9 年度久喜市下水道事業会計未処分利益 剰余金の処分について .....	1 0
議案第 7 2 号	平成 2 9 年度久喜市下水道事業会計決算認定に ついて .....	1 2
議案第 7 3 号	平成 3 0 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について .....	1 3
議案第 7 4 号	平成 3 0 年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第 1 号）について .....	1 4
議案第 7 5 号	平成 3 0 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）について .....	1 5
議案第 7 6 号	平成 3 0 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）について .....	1 6
議案第 7 7 号	平成 3 0 年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号）について .....	1 7
議案第 7 8 号	平成 3 0 年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）について .....	1 8
議案第 7 9 号	平成 3 0 年度久喜市水道事業会計補正予算（第	

	1号) について .....	19
議案第80号	平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算 (第1号) について .....	20
議案第81号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例 の一部を改正する条例 .....	21
議案第82号	久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例 .....	24
議案第83号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第84号	久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例の一部を改正する条例.....	26
議案第85号	久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部 を改正する条例 .....	27
議案第86号	財産の取得について .....	28
議案第87号	久喜市環境基本計画の変更について .....	29
議案第88号	路線の認定について .....	30
報告第11号	継続費精算報告について .....	31
報告第12号	継続費精算報告について .....	33
報告第13号	平成29年度決算に係る財政健全化に関する比 率の報告について .....	35
報告第14号	専決処分の報告について .....	45
報告第15号	専決処分の報告について .....	47

議案第63号

平成29年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第64号

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第65号

平成29年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 66 号

平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第67号

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第68号

平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 69 号

平成 29 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成29年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成28年度末残高	1,014,746,068	1,010,605,734	0	2,025,351,802
平成29年度変動額	△ 304,153,868	△ 20,147,226	1,048,082,319	723,781,225
減債積立金取崩額	△ 304,153,868	0	304,153,868	0
建設改良積立金取崩額	0	△ 20,147,226	20,147,226	0
当年度純利益	0	0	723,781,225	723,781,225
平成29年度末残高	710,592,200	990,458,508	1,048,082,319	2,749,133,027
処分額	308,762,915	90,918,785	△ 1,048,082,319	△ 648,400,619
処分後残高	1,019,355,115	1,081,377,293	0	2,100,732,408

議案第70号

平成29年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 1 号

平成 2 9 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成29年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金		
	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成29年度期首残高	0	0	0
平成29年度変動額	0	126,380,657	126,380,657
当年度純利益	0	126,380,657	126,380,657
平成29年度末残高	0	126,380,657	126,380,657
処分額	126,380,657	△ 126,380,657	0
処分後残高	126,380,657	0	126,380,657

議案第 7 2 号

平成 2 9 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 3 号

平成 3 0 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

平成30年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第 74 号

平成 30 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 75 号

平成 30 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第76号

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 77 号

平成 30 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第78号

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 79 号

平成 30 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成30年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 80 号

平成 30 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第81号

### 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、重度心身障害者の」を「重度心身障害者の」に改める。

第2条第3項中「入院時」を削る。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市内に住所を有するもの

第3条第1項第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「(平成17年法律第123号)」を加え、「市の」を「本市の」に改め、「障害者支援施設等」の次に「(共同生活援助を行う住居を含む。以下同じ。)」を加え、「入所、入院又は入居をしている者(他市町村医療費助成金相当給付の支給を受けている者を除く。)」を「入所し、入院し、又は入居している者」に改め、同項第3号中「市が」を「市長が」に改め、同項第4号中「市が」を「市長が」に、「市の」を「本市の」に改め、「(他市町村医療費助成金相当給付の支給を受けている者を除く。)」を削り、同項第5号中「市が」を「市長が」に改め、「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、「市の」を「本市の」に改め、「(他市町村医療費助成金相当給付の支給を受けている者を除く。)」を削り、同項第6号中「市が」を「市長が」に、「市の」を「本市の」に改め、「(他市町村医療費助成金相当給付の支給を受けている者を除く。)」を削り、同項第7号を次のように改める。

(7) 埼玉県から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者(次に掲げる者に限る。)

ア 当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの

イ 障害児入所給付費の支給を受けている保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、保護者の現在地が本市内にあるもの

第3条第1項第11号を同項第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 埼玉県から児童福祉法第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者(次に掲げる者に限る。)

ア 当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者



(以下「保護者であった者」という。)が本市内に住所を有していたもの  
イ 保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場  
合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合において、当該対象者  
の所在が満18歳となる日の前日に本市内にあったもの

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 他の市町村(特別区を含む。)が実施する医療費の助成事業により、この  
条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

第4条を次のように改める。

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重  
度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神  
病床に入院したときの一部負担金を除く。)の額に食事療養標準負担額の2分の  
1又は生活療養標準負担額のうち食事療養標準負担額に相当する額の2分の1を  
加算した額について、対象者への助成金の支給(以下「医療費助成」という。)  
を行う。ただし、税の未申告その他の受給者の責めにより過分の自己負担があ  
るときは、その額につき助成金の対象としない。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出な  
ければならない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項を次のように改める。

市長は、受給資格登録者のうち第4条第1項及び第5条第2項の規定により医療  
費助成を受けることができるもの(以下「受給者」という。)に受給者証を交付  
しなければならない。

第6条第2項中「前項において対象者でないと決定した」を「第5条第1項の規定  
により医療費助成を行わない」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「医療費助成金の支給」を「医療費助成」に、「提出して、受給に必  
要な事項の登録を受けなければならない」を「提出し、登録を受けるものとし  
る」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該  
対象者を受給資格登録者として登録するものとする。

3 市長は、受給者として登録しないときは、規則に定めるところにより申請者  
に通知するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(所得の制限等)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年(1月から9月までの間に対象者となる手続が行われる場合は前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅若しくは家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する所得の状況の届出については、平成34年8月31日までの間は、この条例による改正後の久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(次項において「新条例」という。)第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する所得の制限等及び受給者証の交付については、平成34年9月30日までの間は、新条例第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

対象者を真に経済的な支援を必要とする低所得者に限定し、応能負担とすることで、負担の公平を図るため、この案を提出するものであります。

## 議案第 8 2 号

### 久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「これ」を「これら」に改め、「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定(「これ」を「これら」に改める部分を除く。)は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 3 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「第80項」を「第84項」に改める。

第6条中「第63項」を「第65項」に改める。

別表第2中第90項を第92項とし、第52項から第89項までを2項ずつ繰り下げ、同表第51項事務の種別の欄中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、同項手数料の名称の欄中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項を同表第52項とし、同項の次に次の1項を加える。

53	建築基準法第85条第6項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
----	---	-------------------	----------

別表第2中第50項を第51項とし、第16項から第49項までを1項ずつ繰り下げ、同表第15項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
----	--------------------------------------	-------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに規定される手続きの事務手数料を定めるため、この案を提出するものであります。

## 議案第 8 4 号

久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成22年久喜市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1第3負担区の項中「並びに伊坂の一部」を「、伊坂の一部並びに松永の一部」に改め、同表を別表とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

受益者負担金を徴収する新たな区域を定めるため、この案を提出するものであります。

議案第 8 5 号

久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例(平成22年久喜市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第3項を削る。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国が定める保育料の上限額が改正され、久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正が必要となったため、保育料等の検討が迅速に行えるよう、この案を提出するものであります。

## 議案第86号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | CD-I型消防ポンプ自動車   |
| 2 | 数量     | 3台  |
| 3 | 取得金額   | 54,756,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号<br>埼玉消防機械株式会社中央支店<br>支店長 保 泉 和 男 |

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

久喜市環境基本計画の変更について

久喜市環境基本計画改訂版を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市環境基本条例に基づき、久喜市環境基本計画を変更することについて、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。



議案第 88 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
鷺宮1565号線	久喜市久本寺	久喜市久本寺	
鷺宮1566号線	久喜市久本寺	久喜市久本寺	
鷺宮1567号線	久喜市久本寺	久喜市久本寺	

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 1 1 号

継続費精算報告について

平成29年度久喜市一般会計予算の継続費に係る青葉小学校プール改築事業が完了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成29年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10教育費	2小学校費	青葉小学校プー ル改築事業	28	193,794,000	14,174,000	114,600,000	0	65,020,000	143,448,880	14,174,000	114,600,000	0	14,674,880	50,345,120	0	0	0	50,345,120
			29	109,871,000	11,271,000	75,200,000	0	23,400,000	159,550,520	11,271,000	74,900,000	0	73,379,520	△ 49,679,520	0	300,000	0	△ 49,979,520
			計	303,665,000	25,445,000	189,800,000	0	88,420,000	302,999,400	25,445,000	189,500,000	0	88,054,400	665,600	0	300,000	0	365,600

報告第 1 2 号

継続費精算報告について

平成29年度久喜市水道事業の継続費に係る吉羽・本町浄水場受変電設備及び配水設備更新工事及び森下浄水場中央監視設備及び配水ポンプ設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成29年度久喜市水道事業継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳					
					国庫補助金	企業債		損益勘定留保資金	国庫補助金		企業債	損益勘定留保資金	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽・本町浄水場受変電設備及び配水設備更新工事	28	円 647,352,000	円 0	円 0	円 647,352,000	円 561,816,000	円 0	円 0	円 561,816,000	円 85,536,000	円 0	円 0	円 85,536,000	
			29	551,448,000	0	0	551,448,000	419,369,400	0	0	419,369,400	132,078,600	0	0	132,078,600	
			計	1,198,800,000	0	0	1,198,800,000	981,185,400	0	0	981,185,400	217,614,600	0	0	217,614,600	
		森下浄水場中央監視設備及び配水ポンプ設備更新工事	28	243,024,000	0	0	243,024,000	243,024,000	0	0	243,024,000	0	0	0	0	0
			29	94,508,000	0	0	94,508,000	87,580,200	0	0	87,580,200	6,927,800	0	0	6,927,800	
			計	337,532,000	0	0	337,532,000	330,604,200	0	0	330,604,200	6,927,800	0	0	6,927,800	

報告第13号

平成29年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	—	( 11.78 )
連結実質赤字比率	—	( 16.78 )
実質公債費比率	7.0	( 25.0 )
将来負担比率	26.2	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

農業集落排水事業特別会計	—	( 20.0 )
土地区画整理事業特別会計	—	( 20.0 )
水道事業会計	—	( 20.0 )
下水道事業会計	—	( 20.0 )

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第189号  
平成30年8月8日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之  
久喜市監査委員 並木隆一

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成29年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。



別紙

平成 29 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 28 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.78
② 連結実質赤字比率	—	—	16.78
③ 実質公債費比率	7.0	7.8	25.0
④ 将来負担比率	26.2	40.5	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 29 年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 29 年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成 29 年度の実質公債費比率は 7.0%となっており、前年度より 0.8 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は 26.2%となっており、前年度より 14.3 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久監査第191号  
平成30年8月8日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地 雅之  
久喜市監査委員 並木 隆一

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

## 別紙 1

### 平成 29 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

##### 記

比率名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 平成 29 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 3

### 平成 29 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 4

### 平成 29 年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第14号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一



## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 118,800円
- 2 相手方 久喜市西大輪2085番地  
石川清澄
- 3 事故の概要

平成30年7月11日午前11時00分頃、職員が久喜市西大輪地内のコスモスふれあいロードにおいて乗用型トラクターで耕運作業を実施していたところ、隣接する住宅のブロック塀と接触し破損させた。

平成30年7月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第15号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成30年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 298,233円
- 2 相手方 杉戸町高野台西1丁目2番地1-306  
市 瀬 啓
- 3 事故の概要

平成30年6月12日、強風の影響で久喜中学校職員駐車場脇に植えてある桜の木の枝が折れ、相手方が所有する自家用車のフロントガラス及びボンネットの上に落下し、フロントガラスが割れ、ボンネットがへこむ損傷を与えた。

平成30年8月8日

久喜市長 梅 田 修 一